

2021.02.10 (WED)

2020 年度第 10 回社会学研究科委員会議事要旨

I 議事要旨の確認

1. 2020 年度 9 回社会学研究科委員会議事要旨

前回議事要旨を確認した。

II 報告事項

1. 5 年一貫教育プログラム資格者選考結果等について

大学院教育専門委員から資料に基づき報告があった。

2. その他

特になし。

III 審議事項

1. 2021 年度大学院修士課程（春期募集）第 2 次合・否決定について

研究科長から、総合社会科学専攻 23 名、地球社会研究専攻 7 名を合格者とする旨の提案があり、審議の結果、原案のとおり承認をされた。

2. 2021 年度特別選考による外国人修士課程入学試験の合否決定について

研究科長から、4 名を合格者とする旨の提案があり、審議の結果、原案のとおり承認をされた。

3. 2021 年度大学院博士後期課程入学試験第 1 次合・否決定について

研究科長から、総合社会科学専攻 26 名、地球社会研究専攻 4 名を第 1 次試験合格者とする旨の提案があり、審議の結果、原案のとおり承認をされた。

4. 学位請求論文の審査について

(1) 課程博士

研究科長から、学位請求論文提出者の氏名、論文題目、最終試験結果の報告があり、質疑応答の後、博士（社会学）の授与に関する可否投票を行った。この結果、報告のあった 4 名について、博士（社会学）の学位授与が承認された。

(2) 論文博士

研究科長から、学位請求論文提出者の氏名、論文題目、最終試験結果の報告があり、その後大杉教授から、一橋大学学位規則の規定による学力認定の結果及び論文審査に関する報告があった。質疑応答の後、博士（社会学）の授与に関する可否投票を行った。この結果、報告のあった 1 名について、博士（社会学）の学位授与が承認された。

5. 学位請求論文の審査員の選出について

(1) 課程博士

研究科長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(2) 論文博士

研究科長から、資料に基づき、学位請求論文（論文博士）が提出され、所定の手続を経て受理したため、一橋大学学位規則第 11 条の規定に基づき審査員を選出し、選出された審査員には同規則第 12 条の規定による学力認定を行う審査員の委嘱を行う旨の説明があった。これについて承認された後、投票により審査員 3 名が選出された。

6. 一橋大学大学院社会学研究科規則及び細則の一部改正について

研究科長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

7. 改組後の教員編成に係るアンケートについて

評議員から、資料に基づき説明があり、改組後の教員編成に係るアンケートを実施することとなった。

8. 改組 PT（大学院入試）報告書修正版について

大学院教育専門委員から、資料に基づき説明があり、審議の結果、一部について修正を行うことを確認した上で、原案のとおり承認された。

9. 学生の除籍について

研究科長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり 1 名を除籍することが承認された。

10. 学位論文（博士）のインターネット公表について

研究科長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり、申請のあった学位論文 6 本を非公開とすることについて承認された。

11. その他

特になし。